

兵庫県道路施設ネーミングライツパートナー募集事業実施要綱

第1 目的

この要綱は、兵庫県が管理するトンネル、歩道橋などの道路施設（以下「施設」といいます。）のネーミングライツパートナー募集事業の実施について必要な事項を定めます。

第2 定義

- 1 この要綱において、「ネーミングライツ」とは、施設の名称（以下「名称」といいます。）を付けることができる権利をいいます。
- 2 この要綱において、「ネーミングライツパートナー」とは、ネーミングライツの対価（以下「ネーミングライツ料」といいます。）を支払い、ネーミングライツを取得する企業等をいいます。

第3 名称の基準

- 1 名称は、現在の名称に、企業等名、店舗・事務所名、商品名（ロゴマークを含む。）を付けたものとします。ただし、市町独自の屋外広告物条例を定めている市町内では別途市町に表示できる内容を確認する必要があります。
- 2 信号や標識等と誤認させるような名称は認められません。
- 3 近隣の地域名を含むなど、施設の所在地を誤認させるような名称は認められません。
- 4 名称には、次の各号のいずれかに該当するものを使用することはできません。
 - (1) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
 - (2) 社会問題についての主義・主張
 - (3) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
 - (4) 公序良俗に反するおそれのあるもの
 - (5) 第三者を誹謗中傷又は排斥するもの
 - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
 - (7) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
 - (8) 法令、規則等に反するもの
 - (9) 求人広告に関するもの
 - (10) 青少年の健全な育成に反するおそれのあるもの
 - (11) 貸金業に関するもの
 - (12) 個人の氏名
 - (13) その他施設の名称として適当でないと県が認めるもの

第4 ネーミングライツパートナーの基準

- 1 ネーミングライツパートナーは、企業等とします。
- 2 次のいずれかに該当する者は、ネーミングライツパートナーの対象外とします。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で規定する風俗営業に該当する事業等を営む者
 - (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）で規定する貸金業者のうち、金銭の貸し付けを主な業として営む者

- (3) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生手続又は更生手続開始の決定を受けた者
- (5) ネーミングライツパートナーの募集を開始する日から、その6ヶ月前の日までに県の指名停止を受けたことがある者又は募集を開始する日以降に当該指名停止を受けた者
- (6) 国税又は地方税を滞納している者
- (7) その他ネーミングライツパートナーに適当でないとして県が認める者

第5 ネーミングライツ料

ネーミングライツ料は、施設の価値等から妥当と判断される金額とします。

第6 募集

ネーミングライツパートナーは、募集を行い応募者の中から決定します。

第7 ネーミングライツパートナー候補企業等の内定

- 1 県は、応募があったときは、第3及び第4に規定する名称及びネーミングライツパートナーの基準等について審査し、兵庫県県土整備部土木局長を委員長とする選考委員会にて第7の2から4に従いネーミングライツパートナー候補企業等（以下「候補企業等」という。）を内定します。
- 2 第7の1の審査の結果、基準を満たしていると判断したもののうち、最も高額なネーミングライツ料を提示した企業等を候補企業等に内定します。
- 3 最も高額なネーミングライツ料を提示した応募が複数の場合は、そのなかで最も長期の名称の使用期間を提示した企業等を候補企業等に内定します。
- 4 最も高額なネーミングライツ料で、かつ、最も長期の名称の使用期間を提示した応募が複数の場合は、くじにより候補企業等を内定します。

第8 名称の表示に係る協議等

- 1 県は、名称の表示に係る内容、方法等（表示面積、表示方法、デザイン等及び表示に係る工事の内容等）について、候補企業等からの提示を受けます。
- 2 県は、必要に応じて、候補企業等と修正等について協議します。
- 3 合意に至った場合、候補企業等は、県に対し道路法（昭和27年法律第180号）第24条（道路管理者以外の者の行う工事）の承認申請を行い、県はネーミングライツ契約の締結を条件にこれを承認します。
- 4 合意に至らなかった場合、県は、再度、別の候補企業等を内定します。
（他の応募者がいる場合に限りです。）

第9 ネーミングライツパートナーの決定

- 1 第8の合意後、県は、候補企業等をネーミングライツパートナーに決定します。
- 2 県は、第9の1の決定に当たり、条件を付すことができます。
- 3 県は、第7の1の審査において適当な企業等がない場合及び第8の合意に至る企業等がない場合には、ネーミングライツパートナーを決定しないこととすることができます。
- 4 県は、第9の1の決定を行ったとき又は第9の3により決定しないこととしたときは、

その結果を速やかに応募者へ通知しなければならないものとしします。

第10 契約の締結

県は、第9の1によりネーミングライツパートナーを決定したときは、当該ネーミングライツパートナーとネーミングライツに関する契約（以下「契約」といいます。）を締結します。

第11 契約期間

- 1 契約期間は、おおむね3年から5年までの間とします。
- 2 契約期間中における名称の変更は、原則として認めません。ただし、企業名等に変更が生じた等の場合は、ネーミングライツパートナーは、別途、県と協議することとし、県が名称の変更を認めた場合は、ネーミングライツパートナーが費用を負担し、名称の表示の変更を行うこととします。
- 3 契約期間中に名称が適切に表示されなくなった場合は、ネーミングライツパートナーが費用を負担し、名称の表示の復旧を行うこととします。

第12 名称の抹消等

ネーミングライツパートナーは、契約期間満了までに、自らの負担にて名称の表示の抹消又は撤去を行い施設を原状に回復させることとします。ただし、契約を更新する場合は、この限りではありません。

第13 契約の解除

県は、次のいずれかに該当する場合には、契約を解除することができます。

- (1) 指定する期日までにネーミングライツ料の納付がない場合
- (2) ネーミングライツパートナーが契約の定めに違反した場合
- (3) ネーミングライツパートナーの違法行為等によりネーミングライツパートナーの社会的信用が失墜する等事業を継続しがたいと認められる場合
- (4) ネーミングライツパートナーが第4の2のいずれかに該当することが判明した場合

第14 ネーミングライツ料の不返還

支払われたネーミングライツ料は、返還しません。ただし、災害その他やむを得ない事由による契約の解除であると認めた場合は、返還について協議するものとしします。

第15 雑 則

この要綱に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、別に定めます。

附 則

この要綱は、平成24年11月26日から施行します。

この要綱は、平成27年1月21日から施行します。

この要綱は、平成30年8月1日から施行します。